

00715

七月二十四日	七月二十三日	七月二十二日	
取			
西伯郡		東伯郡	
高字從大巖大日春大縣 麗田江山和吉日高 村村村村村村村村	光名御庄 德和來內 村村町村	上下安成赤入浦下上 中中山田美碓橋安鄉 村村村村町町村	榮大下中上小三由南 誠北北鹿朝良谷 村村村村村村町村
大 高 村 大 高 種 付 所	名 和 村 幼 駒 共 同 育 成 所	成 美 村 種 馬 所 構 內	
明ヶ二歳牡馬明ヶ二歳牝馬及明ヶ三歳以上牝馬ノ檢定 種牡馬、優良種牝馬及明ヶ三歳以上候補優良種牝馬ノ檢査			

鳥取縣公報 第千二百四十五號 昭和十六年六月廿七日 (第三種郵便物認可)

00716

七月二十五日	七月二十六日	七月二十七日	七月二十八日
縣			
日野郡		米子市	
福石山日多 榮見上野里 村村村村村	根江日米 雨尾光澤 町村村村村	二溝八 部口鄉 村村村	尙賀五幡大 德野千郷幡 村村村村村
日 野 上 村 大 正 國 民 學 校	米 澤 村 米 澤 種 付 所	八 鄉 村 八 鄉 國 民 學 校	大 幡 村 家 畜 市 場
一 檢定及檢査開始時刻ハ各日共午前八時トス但シ名和村馬共同育成所ニ於ケル檢定檢査ハ午前十時開始ス 二 種馬統制法第十三條規定ノ明ヶ二歳ノ民有ノ牝馬、優良種牝馬及候補優良種牝馬ハ相違ナク檢定檢査ヲ受クルコト 三 種馬統制法第十四條規定ノ明ヶ三歳以上ノ民有牝馬、種馬統制法施行規則第四十一條規定ノ明ヶ二歳ノ牡馬ニ付テハ申請ニ依リ檢定ヲ施行セラル 四 區域外市町村ニ於テ種馬統制法第十三條規定ノ明ヶ二歳ノ民有牝馬アルトキ又同法第十四條規定ノ明ヶ三歳以上ノ民有ノ牝馬同法施行規則第四十一條規定ノ明ヶ二歳牡馬ニシテ檢定ヲ受ケントスルモノアルトキハ最寄檢定場ニ牽付ケ檢定ヲ受クルコト			

鳥取縣公報 第千二百四十五號 昭和十六年六月廿七日 (第三種郵便物認可)

00717

鳥取縣告示第五百十九號

昭和十六年四月一日附ヲ以テ左ノ者ニ對シ米穀管理事務取扱員ヲ任命セリ
昭和十六年六月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

農務課長	寺 園 勝 志	農林主事補	小 林 壽 雄
地方事務官	宮 内 哲 二	囑 託	山 本 益 雄
鳥取縣屬	野 口 憲 春	同	丹 波 重 義
同	坂 口 義 明	同	石 海 義 輝
同	北 村 伊 三 雄	同	濱 嶋 一 郎
農林主事補	岩 田 豐 一	同	西 原 吉 輝
鳥取縣農林技手	田 村 十 治	地方農林主事	野 田 武 雄
鳥取縣農林技手	同	鳥取縣農林主事補	森 田 靜 雄
同	小 野 田 千 廣		
鳥取縣農林技手	木 下 正 明		

鳥取縣告示第五百二十號

米穀販賣高調査員左ノ通り異動アリタリ
昭和十六年六月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

00718

鳥取縣告示第五百二十一號

蠶絲業統制法施行規則第十二條第一項第三號ニ依リ生糸集荷業者左ノ通指定セリ
昭和十六年六月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第五百二十二號

有限責任鳥取縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合ノ組合員
昭和十六年六月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第五百二十三號

有限責任鳥取縣繭副蠶糸蠶糸商共同施設組合並ニ其ノ組合員
昭和十六年六月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

昭和十六年六月十四日任命

鳥取縣農林技手	鳥取縣農林技手
鳥取縣農林技手	鳥取縣農林技手
花 館 美 武 盛	小 野 寺 盛

囑託者 尾崎 万治
解囑者 氣高郡勝部村
擔當調査區域 氣高郡勝部村役場
職務執行ノ場所 氣高郡勝部村役場
囑託年月日 昭和十六年六月二十日

00719

◇鳥取縣告示第五百二十四號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通異動アリタリ
昭和十六年六月二十七日

新診療所々在地 鳥取縣知事 八 田 三 郎
舊診療所々在地 氏 名 異動事項 異動年月日
入頭郡入東村大字才代 入頭郡大御門村大字大御門二九四 岡 田 泰 診療所移轉 昭和十六年五月一日

◇鳥取縣告示第五百二十五號

昭和十六年臨時看護婦試験ヲ左ノ日時場所ニ於テ施行ス志願者ハ七月二十日迄ニ願書ニ履歷書(自筆)戸籍謄本、寫眞二葉(最近撮影シタル半身手札型無台紙)並手數料金壹圓添付住所地所轄警察署經由提出ノ上當日午前八時迄ニ受験用具携帶出頭スベシ
昭和十六年六月二十七日

種別	日 時	場 所	鳥取縣知事
看護婦學說	八月六日午前九時ヨリ	鳥取市西町 縣立圖書館講堂	八 田 三 郎
同 實地	八月七日 同	鳥取市東町 仁 風 閣	
同 同	八月八日 同	同	

◇鳥取縣告示第五百二十六號

左記墓地ハ今回改葬ヲ要スルモ緣故者不明ノ趣ニ付有緣者ハ本年六月三十日迄ニ左記管理者宛申出ラシテ若シ期日迄ニ何等申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜合葬セラルベシ

00720

昭和十六年六月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 墓地所在地及無緣基數

長崎縣西彼杵郡瀬戸町西濱郷字新屋敷四二一番地 無緣基數 五八基

長崎縣西彼杵郡瀬戸町榎浦郷字源太島本二〇六番地 無緣基數 一三基

二 管理者

長崎縣西彼杵郡瀬戸町西濱郷 光明寺住職 武 宮 智 學

◇鳥取縣告示第五百二十七號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ
昭和十六年六月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 建築主ノ住所氏名 米子市祇園町一丁目八四
- 一 建築物ノ場所 米子市祇園町一丁目六〇
- 一 用 途 豆腐製造所(住宅兼用建物)
- 一 建築物ノ構造種別 木造屋根瓦葺二階建
- 一 建築物ノ面積 建築面積 七〇、五八一八平方
突出セル部分 七〇、五八一八平方
- 一 命令 事項
- 一 本建築物ノ存續期間ハ都市計畫事業實施迄トス

鳥取縣告示第五百二十八號

一 前項ノ存續期間滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

鳥取縣告示第五百二十九號

價格統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル曹達灰及苛性曹達ノ最高販賣價格左ノ通指定ス
昭和十六年二月鳥取縣告示第百八十六號曹達灰及苛性曹達ノ販賣價格ハ之ヲ廢止ス
昭和十六年六月二十七日

品名	單位	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格	備考
曹達灰	一 一噸	一六五、二四	一七三、〇九	
苛性曹達	同	二八七、四五	三〇一、二七	
	二〇 貯罐入	六、九三	七、二一	

製造業者ノ倉庫ヨリ賣渡地迄ノ運賃諸掛ヲ本表價格ニ加算スルコトヲ得

鳥取縣告示第五百二十九號

臨時米穀管理施設補助金交付規程左ノ通定ム
昭和十六年六月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

臨時米穀管理施設補助金交付規程

第一條 補助金ハ左ニ揚グル米穀管理施設實施ノ爲ニ要スル費用ニ對シ交付ス

- 一 市町村農會ガ米穀(麥類ヲ含ム)ノ出荷ヲ統制スル爲ニ職員ヲ設置スルニ要スル費用及事務費
- 二 縣農會及郡農會ガ米穀出荷統制ニ關シ市町村農會ヲ指導督勵スルニ要スル費用
- 三 部落農事實行組合若クハ之ニ準ズル團體ガ共同作業班ノ結成並ニ活動ヲ促進スルニ要スル費用及農會ガ指導督勵ニ要スル費用
- 四 管理米穀所有者ガ管理米穀ヲ蒐荷スルニ要スル費用
- 五 管理米穀所有者ガ管理米穀保管ノ爲ニ要スル費用
- 六 管理米穀所有者ガ管理米穀品傷防除ニ要スル費用
- 第五號ノ補助金ハ事業ノ經過月數ノ範圍内ニ於テ分割交付スルモノトス

前項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

- 前條第一項第一號ノ申請者ハ市町村農會同第二號ノ申請者ハ縣農會及郡農會、同第三號前段ノ申請者ハ市町村農會、後段ノ申請者ハ縣農會トス
- 第三條 第一條第一項第四號ノ補助金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ市町村農會ハ申請書ニ算出ノ基礎ヲ明ラカニシタル書類ヲ添付シ之ヲ知事ニ提出スベシ
- 第四條 第一條第一項第五號ノ補助金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ縣產業組合聯合會又ハ市町村產業組合ハ申請書ニ算出ノ基礎ヲ明ラカニシタル書類ヲ添付シ之ヲ知事ニ提出スベシ
- 第五條 第一條第一項第六號ノ補助金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ市町村產業組合ハ申請書ニ算出ノ基礎ヲ明ラカニシタル書類ヲ添付シ之ヲ知事ニ提出スベシ
- 第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタルモノノ第二條第一項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第七條 本規定ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ精算書ヲ翌年四月二十日迄ニ事業成績書ヲ事業終了後遲滞ナク知事ニ提出ス

00723

提出スベシ

第八條 第一條第一項第四號ノ補助金ハ知事ガ指定スル倉庫又ハ其ノ他ノ場所ニ蒐荷シタル米穀ニ付支米一石ニ付十六錢トス

第九條 第一條第一項第五號ノ補助金ハ知事ガ指定スル倉庫又ハ其ノ他ノ場所ニ蒐荷シタルトキヨリ米穀生産者又ハ地主ガ賣渡ヲ爲スニ至ル迄(産業組合ニ販賣ヲ委託シタル場合ハ其ノ系統機關ガ賣渡ヲナスニ至ル迄)ノ月數ニ應ジテ支米一石ニ付十九錢以内トス

前項ノ月數ノ算出ハ蒐荷ノ日ガ十六日以後トナルトキハ蒐荷ノ日ノ屬スル月ハ之ニ算入セズ賣渡ノ日ガ十五日以前ナルトキハ賣渡ノ日ノ屬スル月ハ算入セズ

第十條 第一條第一項第六號ノ補助金ハ知事ガ指定スル倉庫其ノ他ノ場所ニ於テ燻蒸其ノ他品傷防除ニ關スル施設ヲ爲シタル費用ニ對シ支米一石ニ付六錢以内トス

第十一條 本規定ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケタルモノ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
一 本規程ノ規定ニ違反シタルトキ

二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

四 支出額ガ豫算額ニ比シ減少シタルトキ

第十二條 本規定ニ依リ市町村農會ヨリ提出スル書類ハ總ベテ所屬スル郡農會及縣農會ヲ經由スベシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條ノ規定ニ依リ申請書提出期限ハ昭和十六年ニ限り七月十五日迄トス

00724

彙

報

乳幼児の一齊檢診

我國の死亡率は世界一 特に乳幼児を保護せよ

(衛生課)

人口は最大の資源である。我が國力の發展、東亞共榮圈の永久平和確立の爲には、これが指導の重責を有するわが大和民族の人口増加が絶対必要である。

然るに我が國の人口は自然増加數こそなほ世界有數の状態にあるが、出生率は大正九年を境として漸次減少の傾向を示し、且つ死亡率は斷然世界一の有難からぬ數位を占めてゐる。

昭和十年の日本の死亡率は今までの最良レコードであるが、それが人口千につき一六・七八であつて、同年の英國の一・七、獨逸の一・八、米國の一〇・六に比較すると約一倍半である。更に世界で一番死亡率の低いオランダの八・五に較べると實にそ

の二倍である。

しかし人は必ず一度は死ぬるものであつて、天壽といふべき年齢については何れの民族もあまり變りはない。従つて右のやうな死亡率の差は主として乳幼児及び二十歳前後の若者の死亡率の差によることを思はねばならぬ。

今、生後滿一年までの乳児について見ると、昭和十一年に於ける乳児死亡率は、イギリスが出生千につき六一・九、ドイツが六五・八、フランスが六七・〇に對して日本のそれは一一六・七であつて、大正七年の一八八・六八、同八年の一七〇・五、同九年の一六五・七に較べると餘程よくなつてゐるのではあるが、尙誕生日までに百人中十二人と謂ふ。歐洲文明國の二倍近い死亡率を示してゐることは遺憾に堪えぬ。我が國の第六回生命表によると十萬人の出生兒中五歳に達するまでに生き残る者男兒で八萬一千七百八十八人、女兒八萬三千二百二十九人であつて、約二割近くが死亡してしまふといふ事實を示してゐる。

又年齢十五歳から三十歳までの階級では、日本は英獨の約三倍から四倍、オランダの六倍の死亡率を示してゐるのであつて、最

00725

も元氣發刺たるべき若者、今まで養育と教育に両親及び國家社會に少からぬ負擔をかけ、これから御國の爲に働かねばならぬ若者の階級が、このやうに死んで行くといふことは誠に申譯もなくなさけないことである。

斯様に我が國の乳幼児及び青年期の死亡率が西洋諸國に較べて非常に多數を占めてゐるといふことは、我が國の母性保護が不完全であり母姉の妊産育兒に關する智識が甚だ低級であり、父兄保護者が幼稚なるものの健康を國民教育に擧げて一任して顧みざる等、乳幼児保護の上に遺憾な點が多く、又青年期の結核性疾患等によつて夭折するものが多いことを示すものであつて、實に我が國人口問題中の最大汚點といはねばならぬ。今もし我が國の死亡率がこれらの國々の程度に改善されたとしたら、日本の人口は一年に約五六十萬人の人的資源を増加し得るのであつて、我が國は事變中の出生減少を以てしても優に從來よりも多くの壯丁數が得られるわけであるが、之に反して現在の趨勢を辿りつゝ五十年を經過するとしたら我國の前途は如何になるのであるか、惟へば身の毛のよだつことである。

青年期の保健衛生問題については又他日機を得て述べるとして我が國乳幼児の死亡率の引下げといふことはまことに刻下の大問題であるから、政府ではこの重大問題解決の一方案として、近年生

後一年二ヶ月迄の乳幼児を一齊檢診してその健康状態を調査し、故障のあるものを早期に發見して適當な措置を勸奨したり指導を與へたりして來てゐるのであるが、本年も全國的に實施することになり、本縣でも縣下各國民學校通學範圍を一單位として東伯郡小鹿國民學校下の本年二十六日を皮切りに八月下旬までに亘り行ふことになつてゐる。

昨年度の全國檢診の結果によると、約百五十萬の乳幼児中二割七分の約四十萬人が肺炎・下痢・腸炎或は榮養不良であつたことがわかり、指導醫の治療によつて危ふく一命を取り留めた例も少くないのである。各市町村に於て實施の際には各家庭の積極的な參加を望むと共に、檢診後の疾病や其の他の故障に對しては速に檢診醫や巡回指導婦の適當な措置を受け一般に乳幼児に對して一層保健上の關心を強化し大切に育てることを考へてこの不名譽なる乳幼児死亡率を是正し、人的資源増加の國策に協力して國力の強化を期するやう特に妻たり母たる統後婦人の覺醒を切望する次第である。

X X X X X X X

00726

柿の病虫害を防除せよ

阪神方面の需要増加

(農務課)

本縣産の柿、特に花御所、西條柿、富有柿は品質が優秀である上に量に於ても相當量出荷して阪神其の他の市場で好評を博してゐるが、現今都市に於ては菓子類及び砂糖等の不足に依つて果實類の需要が頗る増加しつゝあるもので、本年は特に病虫害の防除と肥培管理に留意して落果を防止し、品質の優秀な果實を得ると共に之が増産を圖り、益々本縣産柿果の聲價を擧げるやう努められたい。

防除法

- 一、落葉病 六月中下旬、七月上旬の三回に亘り八斗式乃至一石式過石灰ボルドウ液を撒布すること
- 二、蓆虫 六月中下旬に一、二回、七月下旬より八月中旬まで
- 三、三回硫酸鉛石灰液又は硫酸鉛加用八斗式乃至一石式

過石灰ボルドウ液を撒布すること

三、施肥及び敷藥等に注意し樹勢を旺盛ならしめること

◎行旅死亡人

- 一 本籍、住所、身分、職業、氏名、年齢、不詳、年齢六十歳前後
- 一 男女ノ別 男
- 一 人相特徴 身長五尺一寸位、體格普通、中肉、小柄ニシテ左腕ニ文身アリ
- 一 遺留品 現金二十七錢(五錢) 二十二枚(一枚)ホラ貝、キセル、刻煙草、木綿製袋
- 一 死亡ノ區別 溺死
- 一 發見ノ日時場所 昭和十五年九月七日午前九時半頃本町金崎海岸
- 一 其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項 木綿縦縞單衣、黒木綿兵子帶、メリヤス袴又ヲ着セリ

00727

一 取扱者 岡山縣小田郡笠岡町長
心當ノ向ハ直接町長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍住所氏名職業年齢不詳
 - 二 推定年齢 五十五、六歳
 - 三 男女別 男子
 - 四 身丈 五尺三寸
 - 五 頭髪 白髪
 - 六 着物 木綿白細タテ織
 - 七 木綿ノ靴下ズツク靴十文
 - 八 遺留品 麥稈帽子
 - 九 取扱者 福島縣北會津郡東山村長
- 右本月八日午前十時東山村大字石山字石山林地内ニ於テ縊死シ居ルヲ發見檢視濟ノ上引渡ヲ受ケ假埋葬ニ附シタリ
- 心當ノ向ハ直接該町長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

一、本籍、現住所、氏名、年齢、性別、職業

昭和十六年六月廿七日印刷
昭和十六年六月廿七日發行

本籍住所不詳、疊職男 田村清太郎 四十二歳

二 相貌特徴、身長五尺二寸位、瘡形頭髪前長ク其ノ他並

三 着衣及所持品、メリヤスシャツノ上下、茶ジャケツ一、大島
マガイ裕一、長襦袢一、兵子帶一、手提柳行李一、所持金ナ
シ

四 假埋葬年月日及場所
昭和十六年四月十七日砂川町字吉野共同墓地

五 取扱者 北海道空地郡砂川町長

備考

右ハ昭和十六年四月十六日日本町字北本町七番地附近ニ死亡シ
居ルヲ發見シタルモ本籍住所縁故者不明引取人ナキヲ以テ前
記ノ通假埋葬ス

心當ノ向ハ直接該町長宛照會相成度

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海